

中津川市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この「中津川市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第115条の47）

センターの設置責任主体は中津川市（以下「市」という）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取り組み方針について、市の各部局とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という）は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的視点

1 公益性

- （1）センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」である。
- （2）センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われている。

2 地域性

- （1）センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関である。
- （2）地域の意見を幅広く汲み上げ地域特性や実情を把握し、地域と連携して保健医療の向上及び福祉の増進に向けて活動する。

3 協働性

- （1）センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が相互に情

報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

(2) 地域に設置されている在宅介護支援センターを協力機関（ブランチ）とし、連携のもと情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制をつくることとする。

(3) 地域の保健・医療・福祉の専門職種や各種ボランティア、公共機関、民生委員等関係者と連携を図りなら活動する。

IV 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

1 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮らせるための支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とQOL（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスが切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方が重要視されている。

この考え方に基づき、『高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』に位置付けられる「地域包括ケアの推進」を基本方針のもと、「地域包括ケアシステム」の構築をすすめるものとする。

2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行うものとする。

3 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、センターを中心に、在宅介護支援センター、介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行います。

また、介護支援専門員の全体的なスキルアップのために、定期的な研修会を実施します。

5 市関係部局との連携方針

地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進がはかれるよう市関係部局とも連携し相談支援を行うものとする。

6 公正・中立性確保のための方針

センターは、「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

7 その他の方針

その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断されたものについては、方針として掲げるものとする。

V 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、特色ある創意工夫した事業計画を策定する。

(2) 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行することとする。

(3) 地域との連携

地域ケア会議等の場を積極的に活用し、地域との連携推進に積極的に取り組むものとする。

(4) 個人情報の保護

個人情報の取扱については、市個人情報保護条例に基づくものとする。

(5) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(6) 苦情対応

センター(指定介護予防支援事業所)に対する苦情について適切に対応する。

2 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人の出来ることを本人と共に発見し、本人の主体的な活動と生活の質の向上

を高めることを目指すものとする。

(2) 介護予防事業

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮するものとする。

1人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果も期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めるものとする。また、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本とし、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサービス提供をしないように配慮することとする。

3 総合相談支援業務

(1) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組むこととする。

(2) 総合相談業務

地域において高齢者の総合相談の中核的機関としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくることとする。

センターは、地域の相談窓口である在宅介護支援センターと連携し、地域住民が身近なところで適切な総合相談・支援が受けられるよう情報交換を密にして活動を行っていく。

(3) ネットワーク構築業務

ア. 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行うこととする。ネットワーク構築にあたっては、活用可能な機関・団体等の把握などを行うこととする。地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組むものとする。

イ. ネットワークの構築

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチームで支援を行うこととする。

認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用するものとする。支援を必要とする

高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につな
ぎ、継続的な見守りを行うこととする。また、更なる問題の発生を防止する
ため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図るものとする。

ウ. 高齢者虐待防止ネットワークの構築

地域における高齢者虐待防止のため、行政・関係機関・地域団体・各種事
業所や住民等が理解を深め、ネットワークを構築し高齢者虐待防止の啓発活
動に取り組むこととする。また虐待の早期発見や発生した虐待を止めるため
の具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワ
ークを活用するものとする。

4 権利擁護業務

(1) 権利擁護

ア. 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使で
きるよう、専門性に基づいた支援をする。

イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービ
ス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用
が図れるよう成年後見センター等関係機関と連携し支援する。

ウ. 老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の
措置が必要な場合は、市担当部局と連携を図って支援することとする。

エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基
づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応をすることとする。

オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なもの
がない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携
して対応策を検討するものとする。

カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報
伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回
復のための関係機関を紹介することとする。

5 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構

築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援することとする。

地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源(地域の力)を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備することとする。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア. 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うものとする。

イ. 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施することとする。

ウ. 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うものとする。

エ. 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用することとする。

6 地域ケア会議の開催

センターは、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげるため、次のことを目的とした地域ケア会議を行うものとする。

- ① 介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ② 高齢者の実態把握や課題解決のための地域での支援ネットワークの構築
- ③ 個別ケースの課題分析等を行うことにより地域課題の把握
- ④ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

② 平成 26 年度事業計画

資料 2

1) 認知症みまもりの「わ」事業

地域全体で認知症の方やその家族・介護者を支えていける仕組みづくりをすすめる

	実施時期	取り組み	内 容
認知症を支える組織	6 月予定	コーディネーター会議 1 回	医療、福祉、地域との連携に向けての働きかけ（医師・GH 管理者、在支相談員代表）
	6 月予定	地域ネットワーク会議 1 3 地区在宅介護支援センターにて開催	地域の現状や支援体制を作るための課題について意見交換をする会議 （各在宅介護支援センター相談協力員） 情報収集の方法や伝達方法の手段を検討
	随時	在宅介護支援センターケース会議	事例に対して地域や関係機関との連携を図る
地域で認知症理解と協力を支える取り組み	随時	認知症サポーター養成講座（出前講座）	認知症について正しく理解する 市民（学校、薬局、民生委員、老人クラブ、健康推進員、介護予防サポーターなど）
	11 月	支え合いマップづくりの実施	認知症の方を地域でささえる仕組みづくりとして在宅介護支援センターを中心に各地区 1 か所でモデル地区を選択し実施する H26 年度は未実施地区のうち 2 地区で実施予定
	毎月	もの忘れ相談 毎月第 2 水曜日 1 2 回	認知症サポート医による相談の開催 年 4 回 包括職員にて定期的に開催 8 回
	随時	みまもりガイドの配布	医療機関、福祉施設等に配布し、情報提供（H25 年 1 月改訂版）
認知症予防	適宜	認知症予防講演会	認知症予防の為の講演会を各在宅支援センター毎に実施
	6 月～12 月	脳トレいきいき教室	簡単な音読や計算で脳のトレーニング 老人福祉センター、坂本はなのきセンターにて実施
認知症の家族支援	適宜	認知症家族の会	認知症高齢者や介護者などへの支援

2) 高齢者虐待防止事業

高齢者の虐待を早期発見し、防止する取り組み

	実施時期	取り組み	内 容
虐待防止ネットワークのコーディネート	H27年1月	関係専門機関介入支援ネットワーク会議	関係専門機関で介入支援について連携を図る (恵那医師会、中津川警察署、恵那保健所、東濃振興局恵那事務所福祉課、東濃成年後見センター)
	H27年1月	保健医療福祉サービス介入ネットワーク会議	保健医療福祉分野の連携を図る (ケアマネージャー、訪問介護・訪問看護事業者、デイサービス・ショートステイ事業者、養護老人ホーム事業者、特別養護老人ホーム事業者、主治医・ソーシャルワーカー、在宅介護支援センター、健康医療課、介護保険室)
	6月	地域ネットワーク会議 13地区在宅介護支援センターにて各1回開催	地域の虐待防止見守り関係者の連携を図る (区長、民生委員、老人クラブ会長、郵便局局長、健康推進員、農協支所長等在宅介護支援センターで依頼している相談協力員)
虐待防止の取り組み	10月頃 年1回	認知症高齢対策・高齢者虐待防止講演会	認知症の正しい知識と認知症の人に対する理解を深める 市内全域の方が対象
	年3回	高齢者虐待防止研修会	虐待事例を通して虐待予防の研修をする (ケアマネージャー、介護職員、サービス提供責任者、ヘルパー、施設相談者、在宅介護支援センター相談員、医療ソーシャルワーカー、看護師、健康医療課職員等)
	随時	ケア会議	多職種連携して支援方針を話し合う会議 (本人、家族、民生委員、ケアマネージャー、サービス提供事業担当者、在宅介護支援センター職員等)

3) 介護予防事業

65歳以上の人が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営む事ができるよう支援する。

	実施時期	取り組み	内 容
対象者把握	H26年 3月	生活機能調査の実施	65歳以上介護保険認定者以外を対象に実施 調査内容、基本チェックリスト・日常生活 や健康状態等のおたずね ・70～89歳に個別通知 ・65～69歳・90歳以上広報による周知・民 生委員・在宅介護支援センターの協力
	5月	介護予防事業対象者の抽出 と事業案内通知 ハイリスク者の実態把握	国の基準と生活機能調査のおたずねにより 事業利用者の決定通知 調査結果によりハイリスク者の実態訪問を 在宅介護支援センターに依頼
二次予防事業	6月～	訪問型介護予防事業 栄養改善個別訪問相談 口腔機能向上個別訪問相談 運動機能低下者の訪問	栄養士・歯科衛生士・地域包括支援センタ ー職員による訪問
	8月～	通所型介護予防事業 運動機能向上教室	申込者アセスメント・医師の意見書確認 集団または少人数制の教室を週1回3ヶ月 間～5ヶ月間実施 集団では口腔・栄養など複合事業で実施 会場は各地区公民館やスポーツクラブ等
一次予防事業	通年	閉じこもり予防事業 あんきなくらぶ	中学校区の会場で実施 閉じこもり予防として週1回通所
	6月～ 12月	脳トレいきいき教室	簡単な音読や計算で脳のトレーニング 学習サポーターを募集し、老人福祉センタ ー、坂本はなのきセンターにて実施
	通年	普及啓発	在宅介護支援センターによる介護予防教室 運動機能向上教室を主とした普及啓発教 室・二次予防事業終了者へのフォローアッ プの実施
活動支援	年4回	介護予防従事者研修	介護予防に従事する者に対して、介護予防 に関わる知識・技術を習得する場の提供
	1月～ 2月	介護予防サポーター養成講 座	介護予防に関わるボランティア等の人材育 成を目的とした講座を5回開催。

平成26年度 介護予防支援業務の委託先について 資料3

◆介護予防支援業務委託先事業所一覧

母体法人名		事業所名		母体住所	代表者名	締結開始
1	社会福祉法人 敬愛会	1	居宅介護支援事業所 シクラメン	中津川市 阿木 2811 番地 1	安藤隆示	平成18年 4月～
2	社会福祉法人 中津川市 社会福祉協議 会	2	中津川 北居宅介護支援事業所	中津川市 かやの木町2番5号	加藤 出	平成18年 4月～
		3	福岡 居宅介護支援事業所			
		4	ひるかわ 居宅介護支援事業所			
		5	坂下 居宅介護支援事業所			
		6	中津川市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所			
3	社会福祉法人 椿苑	7	居宅介護支援事業所 椿苑	中津川市 山口 2155 番地の 4	楯 政彰	平成18年 4月～
4	社会福祉法人 五常会	8	ニッ森 居宅介護支援センター	中津川市 福岡 1693 番地 601	新谷義克	平成18年 4月～
5	株式会社 Smile Care	9	介護支援センター ら・じょわ	名古屋市 西区比良4丁目4番地	川野真嗣	平成21年 4月～
6	有限会社 アームズ	10	居宅介護支援事業所 ほっと	中津川市 蛭川 5735 番地 227	野村真一	平成21年 4月～
7	社会福祉法人 恵北福社会	11	居宅介護支援事業所 恵翔苑	中津川市 付知町 4575 番地 1	原 正和	平成23年 6月～
8	合同会社かが やき	12	介護支援事業所 ケアプラン東野	恵那市 東野 1100 番地 2	西尾由香	平成24年 9月～
9	社会福祉法人 春生会	13	あさひが丘介護センター	愛知県春日井市 神屋町 1310 番地	若月剛一	平成24年 11月～
10	さんこうじゅ 株式会社	14	たちばな居宅介護支援 センター	愛知県春日井市 白山町6丁目8番1	浅井寿政	平成25年 6月～

平成 27 年度施行の介護保険制度改正に伴う動向

社会保障審議会介護保険部会は、平成 25 年 12 月 20 日に 54 回会合を開催し、「介護保険制度の見直しに関する意見」（意見書）を取りまとめた。これを受けた内容の介護保険法改正案が、現在通常国会へ提出されている。

【基本的な考え】

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・介護保険制度の持続可能性の確保

【地域包括ケアシステムの構築に向けて】

○地域包括ケアシステムの姿（図表 1）

- ・後期高齢者の増加、認知症高齢者の増加が見込まれる中で要介護状況になっても住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一提供されるシステムが必要である。

○地域包括ケアシステムの実現に向けた地域支援事業の見直し（図表 2、3）

- ① 在宅医療・介護連携の連携強化⇒「在宅医療・介護連携の推進に係る事業」を「地域支援事業」の包括的支援事業に追加する。
- ② 認知症施策の推進⇒認知症の本人と家族に適切な支援や相談を行う「認知症初期集中支援チーム」や、「認知症地域支援推進員」の設置を「地域支援事業」へ位置づける。
- ③ 地域ケア会議の推進⇒介護保険法に法定化し確実な実施を図る。
- ④ 生活支援サービスの基盤整備⇒コーディネーターの配置等を通じて地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実することについて「地域支援事業」に位置づける。
- ⑤ 介護予防の効果的な取り組みの推進⇒一次予防事業対象者と 2 次予防対象者を分けずに「一般介護予防事業」として再編し、介護予防を機能強化する。
- ⑥ 地域包括支援センターの機能強化
業務量の増加が予想される地域包括支援センターの財源確保と職員の充実を図る。

○予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行（図表 4、5）

- ・予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に段階的に移行する。
- ・訪問介護・通所介護以外の予防給付サービス（訪問看護、福祉用具等）は提供を継続する。
- ・平成 29 年 4 月までに効果的・効率的な総合事業として市町村で基盤を整備する。